

改正後	現 行
<p>1 〈あきぎん〉でんさいネット</p> <p>(1) ～ (9) (省略)</p> <p><u>(10) 本サービスの利用申込にあたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当行が判断したとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したときは申込をお断りする場合があります。</u></p> <p>2 ～ 13 (以下省略)</p> <p>1.4 解約および利用制限措置</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 契約者が次のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に通知することなく、本契約を解約または利用制限措置をとることができるものとします。<u>なお、これらの措置によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>a 支払停止、破産、民事再生手続、会社更生手続等その他手続きの申し立てがあったとき</p> <p>b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>c 住所変更等の届け出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、契約者の所在が把握できないとき</p> <p>d 相続の開始があったとき</p> <p>e 契約者が当行に支払うべき所定の手数料の未払いが発生したとき</p> <p>f 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p>g 代表口座が解約されたとき</p> <p>h 別途契約するビジネス I B の契約が解約されたとき</p> <p>i 契約者が本サービス規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が発生したとき</p> <p><u>j 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断したとき、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断したとき</u></p> <p><u>k 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当行が判断したとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>1.5 ～ 1.6 (省略)</p> <p>1.7 規定の変更</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>1.8～2.2 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1 ～ 1.3 (1) ～ (9) (省略)</p> <p>(10) (新設)</p> <p>2 ～ 1.3 (以下省略)</p> <p>1.4 解約および利用制限措置</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 契約者が次のいずれかに該当した場合、当行はいつでも契約者に通知することなく、本契約を解約または利用制限措置をとることができるものとします。</p> <p>a ～ h (省略)</p> <p><u>i 契約者による本サービスの利用が公序良俗に反するとき、または反する恐れがあるとき</u></p> <p><u>j 契約者が本サービス規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が発生したとき</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1.5 ～ 1.6 (省略)</p> <p>1.7 規定の変更</p> <p>(1) <u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p> <p>(3) <u>前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p> <p>1.8～2.2 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>